

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第12号

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表鳥取市立賀露地区公民館の項中「南隈・」を削り、同表鳥取市立千代水地区公民館の項中「旧千代水小学校区」の次に「（南隈を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。